

## 新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成 28 年 7 月 8 日

株主各位

東京都杉並区梅里 1 丁目 7 番 7 号  
株式会社マックハウス  
代表取締役社長 白 土 孝

当社は、平成 28 年 7 月 8 日開催の取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行することを決議いたしましたので、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、公告いたします。

### 記

#### 1. 新株予約権の名称

株式会社マックハウス第 5 回新株予約権

#### 2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社取締役 4 名

#### 3. 割り当てる新株予約権の数

225 個

#### 4. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社の普通株式 100 株とする。

なお、新株予約権の割当日(下記 5. (3)に定める。以下同じ。)後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算定した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後割当株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後割当株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

#### (2) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年8月1日から平成58年7月31日まで

#### (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### (6) 新株予約権の取得事由

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移

転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

- ②新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の交付

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記(3)に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(3)に定める期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(4)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

#### ⑧新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記(6)及び下記(9)の定めに準じて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

#### (8)端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (9)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。

③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

④新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社の定款に違反した場合又は(iii)取締役を解任された場合には行使できないものとする。

⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。

⑥新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 5. その他の募集事項等

##### (1)募集する新株予約権の総数

225 個

##### (2)新株予約権1個と引換えに払い込む金額及びその払込みの方法

新株予約権1個と引換えに払い込む金額(以下「払込金額」という。)は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、払込金額の払込みの方法は、当社が、当該払込金額に付与される新株予約権の個数を乗じた額に相当する額の金銭報酬を新株予約権者となる当社の取締役に対して支払う

債務を負担した上で、新株予約権を付与される当該取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する上記金銭報酬債権をもって相殺する方法とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{t})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{t}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格(C)
- ② 株価(S)：平成28年7月29日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格(X)：(募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額：1円)
- ④ 予想残存期間(T)：15年
- ⑤ 株価変動性( $\sigma$ )：15年間の各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(過去12ヶ月の実績配当金)÷上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数(N( $\cdot$ ))

(3) 新株予約権の割当日

平成28年7月29日

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年7月29日

6. 支配株主との取引等に関する事項

本件株式報酬型ストックオプションは、その一部につきまして、当社親会社である株式会社チヨダの取締役を兼任している当社代表取締役社長白土孝に割り当てられるため、支配株主との取引等に該当しております。

(1) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本件株式報酬型ストックオプションは、予め社内で定められた規則及び手続きに基づいて決議しております。また、権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件につきましても、一般的な株式報酬型ストックオプションの内容及び条件であり、適正なものであります。

なお、本件株式報酬型ストックオプションの発行及び割当に関する平成28年7月8日開催の当社取締役会において、代表取締役社長白土孝及び株式会社チヨダ代表取締役会長を兼任している当社取締役相談役舟橋政男は、利益相反を回避するために本件審議に参加せず、かつ、決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

### (2) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

平成28年7月8日開催の取締役会決議に際し、支配株主である株式会社チヨダとの間で特別の利害関係を有しない社外取締役（独立役員）である山田敏章氏から同日、以下の理由により、本件については少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

- ① その割当及び割当株数は、株主総会で承認された株式報酬型ストックオプションの枠内での発行であること。
- ② 取締役の職務執行の対価として妥当性を有するものであること。
- ③ 社内で定められた規則及び手続きに基づき発行されていること。
- ④ 発行内容及び条件の決定方法等について指摘すべき事項がないこと。
- ⑤ その割当株数は限定的であること。

### (3) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

平成28年5月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針等」は、以下のとおりであり、本件株式報酬型ストックオプションの発行は、この方針に則って決定しております。

「当社は、親会社である株式会社チヨダ及び同社の子会社3社で構成される企業グループに属しており、靴小売事業、衣料品小売事業、卸売事業のほか事業に付随・関連する事業を展開しております。その中で、当社は衣料品小売事業を担っております。

当社と株式会社チヨダとの間においては、当社の独立性を阻害する重要な取引契約等は存在しておらず、加えて事業上の制約は無く独立性は確保されていると認識しております。

また、株式会社チヨダとの兼任取締役の就任状況は、当社独自の経営判断を妨げるものではなく一定の独立性が確保されていると認識しております。

なお、株式会社チヨダとの間の商取引については、双方の一般取引先と同様に商取引上、妥当な条件で取引条件を決定しています。」

以上